

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

平成27年3月12日

会議の名称	臨時庁議
開催日時	平成27年3月12日（木）14時40分～15時05分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、教育長 尾崎健市、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井 俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、選管・監査委員事務局長 原田隆一 (計12人)
欠席者職氏名	都市整備部長 谷沢嘉弘
説明員職氏名	【付議】 1) 健康福祉部長 吉岡利昌 【報告】 1～4 企画部長 中村勝義 5、6 市民生活部長 抜井 俊 【その他事項】 1 企画部長 中村勝義
議 題	【付議】 1) 志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の策定 について（健康福祉部） 【報告】 1 志木市職員職名規則の一部を改正する規則について（企画部） 2 志木市特定事業主行動計画（第3期）の策定について（企画 部） 3 志木市定員管理計画《第3期》の策定について（企画部）

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>4 志木市人材育成基本方針《第二次改訂版》について（企画部）</li><li>5 志木市新型インフルエンザ等対策行動計画の決定について（市民生活部）</li><li>6 志木市地域防災計画の決定について（市民生活部）</li></ul> |
|--|--|

**【その他事項】**

- 1 組織改正について（企画部）

<p>結 果</p>	<p><b>【付議】</b></p> <p>1) 志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の決定について（健康福祉部）</p> <p>老人福祉法及び介護保険法に基づき、志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画計画を決定する。</p> <p>計画期間：平成27年度～平成29年度</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1 志木市職員職名規則の一部を改正する規則について（企画部）</p> <p>再任用職員の職名を廃止し、一般職員と同様にするとともに、専門性の高い課長級に適する職名を新設するために改正する。</p> <p>（内容）</p> <p>1 改正する規則 志木市職員職名規則</p> <p>2 改正内容 再任用職員の職名を廃止 （廃止 管理官、専門官、上席事務官、事務官）</p> <p>3 専門性の高い課長級に適する職名を新設 新設 主席専門員</p> <p>4 施行日 平成27年4月1日</p> <p>2 志木市特定事業主行動計画（第3期）の策定について（企画部）</p> <p>平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）を計画期間とする「志木市特定事業主行動計画（第3期）」を策定するものである。</p> <p>（内容）</p> <p>I 職員の職場環境に関するもの</p> <p>1 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>2 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進</p> <p>3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等</p> <p>4 時間外勤務の縮減</p> <p>5 休暇の取得の促進</p> <p>6 働きやすい職場環境の整備</p> <p>7 人事評価への反映</p>
------------	--

## II その他次世代支援対策に関する事項

- 1 子育てバリアフリー
- 2 子ども・子育てに関する地域貢献活動
- 3 子どもと触れ合う機会の充実

### 3 志木市定員管理計画《第3期》の策定について（企画部）

志木市立市民病院の民間移譲、再任用制度の運用開始、下水道事業における地方公営企業法の全部適用などの環境変化を踏まえ、まちづくりのスローガンである「”市民力”再発見!夢と未来を語れるふれあひあふれるまち志木」を目指して着実に施策を実施できるように、志木市定員管理計画《第3期》を策定したので報告する。

（内容）

- 1 計画期間 平成27年度から平成31年度まで
- 2 目標 平成32年4月1日の職員数を407人とする
- 3 計画達成に向けた主な取り組み

新規採用職員は、常勤の再任用職員の状況を考慮しながら、定年退職者、勸奨退職者及び普通退職者の数を採用する。

### 4 志木市人材育成基本方針《第二次改訂版》について（企画部）

近年の市職員による不祥事を真摯に受け止め、市政に対する市民の信頼を確保するとともに、市民力が生きるまちづくりを着実に実行するための人材育成が重要な課題と捉え、新たな職員像を定めるとともに、計画的な人材育成体系を明示するため、「志木市人材育成基本方針（第二次改訂版）」を策定したので報告する。

（内容）

#### ○志木市職員として求められる職員像

「市民とともに汗をかき、自ら磨き続ける努力を惜しまない職員」

#### ○目指す職員像

- ・地域の活動に積極的に関わりを持つことができる職員

- ・社会環境の変化による行政課題を発見し、柔軟に対応できる職員
- ・自らの職員力を高める努力を惜しまない職員
- ・今までの経験をまちづくりに生かしたいという意欲のある職員
- ・誠実・公正で市民に信頼される職員

5 志木市新型インフルエンザ等対策行動計画の決定について  
(市民生活部)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、県の行動計画に基づき、決定したので報告する。

(内容)

1 計画の目的

新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合においても、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、並びに市民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小となるようにすること。

2 計画の対象となる感染症(下記3つに限定)

- (1) 今までに発生したことのない新型インフルエンザ
- (2) 過去に世界で流行した再興型インフルエンザ
- (3) 今までに確認されたことのない感染症で、新型及び再興型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

6 志木市地域防災計画の決定について(市民生活部)

平成27年2月19日に開催された「志木市防災会議」において、志木市地域防災計画が決定したため報告する。

(内容)

【改正理由】

災害対策基本法や埼玉県地域防災計画等の改正、市の組織改正等による

【主な改正点】

《変更》

- ・災害時要援護者を要配慮者に置き換えて記載

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進センターが補助避難所であることのほか、救護所の活動拠点や医薬品等の集積地となることを記載</li> <li>・避難場所、避難所を指定緊急避難場所、指定避難所と記載など</li> </ul> <p>《追加》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山噴火・降灰対策</li> <li>・突風・竜巻対策</li> <li>・雪害対策 など</li> </ul> <p><b>【その他事項】</b></p> <p>1 組織改正について（企画部）</p> <p>平成28年度の組織改正に向け、本日の新型インフルエンザ等対策行動計画などは、所管を現在の健康増進センターに事務移管する。</p>
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

## 会議内容の記録（経過、結果等）

### 開会

企画部長が開会を告げる。

### 【付議】

- 1) 志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の決定について（健康福祉部）

#### ○概要説明：健康福祉部長

本計画は、「志木市高齢者保健福祉計画」と「志木市介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけるものである。

「志木市高齢者保健福祉計画」は高齢者保健福祉計画に関する総合計画として、本市の特性を踏まえるとともに、「第四次志木市総合振興計画」などの上位計画と調和する計画であり、また「志木市介護保険事業計画」は老人福祉計画と一体的なものとして策定し、健康増進計画、地域福祉計画など、医療又は福祉に関する計画と調和する計画であるものとされている。

政策形成過程における市民参加の機会を確保としては、公募による市民を含む審議会及び委員会の開催を開催するとともに、意見公募手続きの実施及び公募結果を反映した。

なお、計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

#### ○質疑応答等

特になし

### 【報告】

- 1 志木市職員職名規則の一部を改正する規則について（企画部）

#### ○概要説明：企画部長

再任用職員の職名を廃止し、一般職員と同様にするとともに、専門性の高い課長級に適する職名を新設するために改正する。

改正する規則は、志木市職員職名規則で、改正内容としては、再任用職員の職名を廃止（管理官、専門官、上席事務官、事務官）するもので、廃止後の再任用職員の職名は、一般職員と同様（6級、主席主幹、5級、専任主幹、4級、主査、3級主任）とする。

また、専門性の高い課長級に適する職名を「主席専門員」として新設する。  
なお、施行日は、平成27年4月1日とする。

## 2 志木市特定事業主行動計画（第3期）の策定について（企画部）

### ○概要説明：企画部長

平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体等に対し、行動計画の策定が定められている。志木市においては、平成17年4月1日に第1期計画、平成22年4月1日に第2期計画を策定したところである。

改正法により法の有効期限が10年間延長されたこと等を受け、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）を計画期間とする「志木市特定事業主行動計画（第3期）」を策定するものである。

主な内容としては、職員の職場環境に関するものとして、1 妊娠中及び出産後における配慮、2 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進、3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等、4 時間外勤務の縮減、5 休暇の取得の促進、6 働きやすい職場環境の整備、7 人事評価への反映である。

また、その他次世代支援対策に関する事項として、1 子育てバリアフリー、2 子ども・子育てに関する地域貢献活動、3 子どもと触れ合う機会の充実を記述している。

計画の策定にあたっては、平成26年11月から12月にかけて、全職員を対象にアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映させるとともに、志木市特定事業主行動計画策定委員会を組織して検討を行った。

## 3 志木市定員管理計画《第3期》の策定について（企画部）

### ○概要説明：企画部長

志木市立市民病院の民間移譲、再任用制度の運用開始、下水道事業における地方公営企業法の全部適用などの環境変化を踏まえ、まちづくりのスローガンである「”市民力”再発見!夢と未来を語れるふれあいあふれるまち志木」を目指して着実に施策を実施できるように、志木市定員管理計画《第3期》を策定したので報告する。

計画期間は、平成27年度から平成31年度までとし、目標としては、平成32年4月1日の職員数を407人とした。これは、平成26年4月1日の職員数395人から12人補充することとなる。

なお、計画達成に向けた主な取り組みとして、新規採用職員は、常勤の再任



用職員の状況を考慮しながら、定年退職者、勸奨退職者及び普通退職者の数を採用する。

計画の策定にあたっては、平成26年5月に各課へ調書の作成を依頼し、10月に時点修正を行い、2月に、ヒアリングを実施した。

#### 4 志木市人材育成基本方針《第二次改訂版》について（企画部）

##### ○概要説明：企画部長

本市では、地方自治体を取り巻く社会環境の変化と公務員制度改革の趣旨を踏まえ、平成18年10月に「志木市人材育成基本方針」を定めるとともに、平成22年2月には改訂版を策定し、具現化策を推進してきた。

しかしながら、近年の市職員による不祥事を真摯に受け止め、市政に対する市民の信頼を確保するとともに、市民力が生きるまちづくりを着実に実行するための人材育成が重要な課題と捉え、新たな職員像を定めるとともに、計画的な人材育成体系を明示するため、「志木市人材育成基本方針（第二次改訂版）」を策定したので報告する。

内容としては、志木市職員として求められる職員像を「市民とともに汗をかき、自ら磨き続ける努力を惜しまない職員」とした。また、目指す職員像としては5点とし、1地域の活動に積極的に関わりを持つことができる職員、2社会環境の変化による行政課題を発見し、柔軟に対応できる職員、3自らの職員力を高める努力を惜しまない職員、4今までの経験をまちづくりに生かしたいという意欲のある職員、5誠実・公正で市民に信頼される職員とした。

策定の経緯としては、平成26年4月に、人材育成基本方針（改訂版）をたたき台として、人事課内で改訂案を協議し、平成27年1月13日に、主幹課長会議に付議した。その後、素案を全庁に公表して1月16日から30日の期間、幅広く職員から意見等を求めた。平成27年2月には、職員からの意見を集約し、再度調整を図り、平成27年3月2日に、志木市人材育成基本方針（第二次改訂版）を決裁により決定した。

#### 5 志木市新型インフルエンザ等対策行動計画の決定について（市民生活部）

##### ○概要説明：市民生活部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、県の行動計画に基づき、市や医療機関のほか、市民、事業者等の役割など、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画を策定するもので、市

民意見公募を経て、決定したので報告する。

計画の目的としては、新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合においても、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、並びに市民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小となるようにすることであり、計画の対象となる感染症は、(1) 今までに発生したことの無い新型インフルエンザ、(2) 過去に世界で流行した再興型インフルエンザ、(3) 今までに確認されたことの無い感染症で、新型及び再興型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの、の3つに限定し、エボラ出血熱や鳥インフルエンザ、季節性インフルエンザ等は対象外として策定した。今後は、県が策定するアクションプランに準じた、市のプランを策定することとなる。

## 6 志木市地域防災計画の決定について（市民生活部）

### ○概要説明：市民生活部長

平成27年2月19日に開催された「志木市防災会議」において、志木市地域防災計画が決定したため報告する。

改正の理由としては、災害対策基本法や埼玉県地域防災計画等の改正、市の組織改正等によるものである。

主な改正点としては、変更点として、災害時要援護者を要配慮者に置き換えて記載した。また、健康増進センターが補助避難所であることのほか、救護所の活動拠点や医薬品等の集積地となることを記載した。また、避難場所、避難所を指定緊急避難場所、指定避難所と記載した。

また、追加の項目としては、火山噴火や降灰対策、突風や竜巻対策、雪害対策などを記述した。

### 【その他事項】

#### 1 組織改正について（企画部）

### ○概要説明：企画部長

平成28年度の組織改正に向け、新型インフルエンザ等対策行動計画は、所管を現在の健康増進センターに事務移管するなどの調整を今後の協議の中で進めていくので、事務引き継ぎなどをしっかりとお願いしたい。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。